

6月と9月は 「屋外広告物グリーン強調月間」です。

北海道では、良好な景観の形成と風致の維持や危害の防止のため、「北海道屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物に対する必要な規制を行っています。

この制度を皆様にご存知いただくとともに、美しいまちなみや風景をつくるため、6月と9月を「屋外広告物グリーン強調月間」と定めて市町村や関係機関と協力して広報活動やパトロール等を行っています。

○屋外広告物の許可

屋外広告物の掲出には、知事（総合振興局長又は振興局長）の許可が必要です。

○簡易広告物の除却

条例に基づく許可を受けずに表示している「はり紙」、「はり札等」、「広告旗」又は「立看板等」の簡易な広告物については、市町村を中心として関係者が連携し除却を進めます。

・街路樹、道路標識、照明灯、消火栓等は公共の財産ですので、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示してはいけません。

・電柱及び消火栓標識には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示してはいけません。

<問い合わせ先>

屋外広告物の許可申請～

各（総合）振興局建設指導課

はり紙等の簡易除去～各市町村

国際テロの未然防止

～ テロリストを入国させない、
テロの拠点を作らせない、
テロを起こさせない ～

北海道警察では、テロリストの早期発見・確保に向けた対策を推進すると共に、関係機関と綿密に連携して、原子力発電所、空港等の重要施設及び鉄道・地下鉄等の公共交通機関に対する警戒警備を行っている他、テロを想定した各種訓練を行っています。

不審な人や車、荷物などを見かけたとき、不審なグループが集まっている場所を見かけたときなどは、お近くの警察署や交番・駐在所までお知らせください。

旭川方面天塩警察署 (01632-2-2110)

知っていますか？ 道の「苦情審査委員制度」

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員制度」です。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が中立的な立場で、道の機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

審査結果までは、およそ2か月を要します。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

- ①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の『道政相談室』。
- ②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
- ③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。道トップページの「道民便利サイト・相談窓口」→「01：主な相談機関・窓口等一覧」→「道政相談センター」からどうぞ。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujyou.htm>)

- ④申立て方法は、「苦情申立書」に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールで。

- ⑤問い合わせ先

北海道総合政策部知事室 道政相談センター

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5523

内線 21-706

FAX 011-241-8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

各総合振興局（振興局） 地域政策部道政相談室

運転免許更新時講習のお知らせ

優良運転者講習(30分)

9月3日(火) 午後1時から 天塩町社会福祉会館

9月4日(水) 午後6時30分から

北留萌消防組合幌延支署2階

一般運転者講習(1時間)

9月3日(火) 午後1時45分から 天塩町社会福祉会館

初回更新者講習(2時間)

9月3日(火) 午前10時から 天塩町社会福祉会館

違反運転者講習(2時間)

9月3日(火) 午後3時から 天塩町社会福祉会館